

第5回

「三重県地震・津波対策都市計画指針(仮称)」 策定に関する小委員会

議 事 録

平成27年11月20日

第5回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」
策定に関する小委員会 議事録

1. 開催日 平成27年11月20日（金）
2. 開会時間 午前 9時45分
3. 閉会時間 午前11時20分
4. 開催場所 アストプラザ 研修室A
（三重県津市羽所町700番地 アスト津 4階）
5. 議題 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」
の検討
6. 出席委員氏名 （議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
第1番委員 朝日 幸代
第4番委員 柳川 貴子
臨時委員 川口 淳

第5回「三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）」策定に関する小委員会

●事務局

本日の出席予定者の各委員の皆さまがお揃いになりましたので、ただいまから第5回三重県地震・津波対策都市計画指針策定に関する小委員会を開催いたします。私は本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員会開会にあたり、住まいまちづくり担当次長の渡辺から一言ご挨拶申し上げます。

●事務局

委員の皆さまにはご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の小委員会は第5回目となりますが、委員の皆さまには終始熱心にご議論いただき、貴重なご意見をいただきましたことを改めて感謝を申し上げます。先月の10月28日には三重県都市計画審議会におきまして、村山委員から当指針の要旨についてご説明いただき、審議会委員から異論等はございませんでした。

今回の小委員会では事務局より指針の案について説明を行い、ご審議をいただきたいと存じます。今後、都市計画審議会の報告、また、パブリックコメントの実施に向けてこの指針案をブラッシュアップしていきたいと考えておりますので、引き続き委員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは早速ですが、朝日委員長にこれから先の進行についてお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●委員長

ここから私が進行いたします。委員の皆さまにはスムーズに進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

まず小委員会の議事録の署名者2名を三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じ、委員長から指名させていただきます。柳川委員、川口委員のお2人に署名委員をお願いいたします。

次に本日出席されています委員の人数は3人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に準じ、本小委員会は成立いたしました。

それでは議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当していないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

異議は無いようですので公開することと決定いたします。それでは、本日の傍聴人につきまして事務局より報告願います。

●事務局

本日、一般傍聴者の方1名、報道機関の方はいらっしゃいませんでした。したがって、合わせて1名の方がいらっしゃっています。

●委員長

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、傍聴に際しまして傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方におかれましてはお配りしました傍聴要領に従っていただきますよう、お願いいたします。なお、この規定を違反した時は注意し、また、これに従わない時は退場していただく場合がありますのでご了承願います。

続きましては、本日の資料について確認させていただきます。事務局から確認お願いいたします。

●事務局

本日の資料につきましては事項書、それから資料、2組のホッチキス留めの資料で、それから本編があります。資料の方、よろしいでしょうか。

●委員長

それでは、議題の審議に入りたいと存じます。

まず議題等の 1. 本小委員会のこれまでの経過等説明について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは、議題の 1. ということで、本小委員会におけるこれまでの経過の説明をさせていただきたいと思えます。正面スクリーンもそうですがお手元の資料と同じですので、この資料 1、2 に沿ってご説明いたします。

まず資料 1. の 2 ページ目まで飛んでいただきまして、今回、指針の検討の流れというところですが、検討手順、これまでですね、指針の成果の検討であるとか策定に向けての指定等、色々ご議論いただき第 1 回、第 2 回、そして第 3 回目には課題等の、課題と対応の整理、ポイントの検討というので進めてきまして、第 4 回におきまして県都市計画の担う役割等、あるいはモデルのイメージを検討して要旨を策定いたしましたところですので、今回はこの要旨が都市計画審議会において審議され概ね妥当であるというご判断をいただきましたので、今回の審議対象としてこれまでの検討結果を基に指針の作成ということの手順に入りたい、というふうに考えております。

3 ページをご覧ください。指針のこれからのスケジュール、検討スケジュールということになりますが、第 178 回都市計画審議会をご報告させていただいたように 27 年 10 月 28 日に審議会にて概ね要旨を了承いただきましたので、この小委員会を開催し、179 回の審議会において本編についての報告及び内容についての調査、審議をいただこうというふうに考えております。今年度末にはですね、公表したいということから審議会において異議が無ければパブリックコメントを来年、28 年に 1 月から 2 月頃を想定していますが、実施したうえで 3 月下旬に審議会から答申をいただければ、知事へその答申をもって策定という流れとしたいと考えています。

続きまして資料の 2. に移ります。資料の 2. については小委員会の前回の意見、および、市町等からの意見についての概要をご説明いたします。前回の小委員会でもいただきました意見につきましては、指針の概要について各市町が将来の都市構造のイメージを複数のシナリオから選択する際、検討過程において市町が説明責任を果たせる資料にかなり近づいてきた、というご判断をいただきました。

次に市町の都市計画マスタープランへの反映と中長期的な将来に向けてのシナリオとの検討は、連続的ではあるが別の作業になるということから、将来イメージの作成をどこまで言及す

るのが重要である、というようなご意見をいただいております。更にシナリオ検討フローと土地利用再編シナリオとの繋がりを分かりやすく示すべきであるとか、あるいは市街地というような言葉ですね、言葉の表現が分かりにくいなどのことから、こういった意味についての詳細な説明も必要ではないか、というようなご意見をいただきました。

次に指針の名称について、これは決定いただいたことなんですけれども、地震・津波に強いかどうかをきちんと見て都市計画をもう一度考えましょう、というようなインパクトのあるものとしたいということですが、強いかどうかというよりは低減に向けたという言葉、意味ではないかというご議論をいただきまして、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針という案でご検討いただき、これについては審議会でご了承いただいたところです。

2 ページをご覧ください。小委員会以降ですね、市町の検討会、それから庁内連絡会議を行いました。それから審議会の報告ですね、この3点について意見等についてご報告します。まず市町との検討会の中ではですね、都市構造、土地利用の再編シナリオにおいて既存市街地に集約が可能かの判断で、新市街地を作るにあたり市街化調整区域内の優良農地をつぶすような誤解を与えないよう、注釈なり説明を加えて欲しいということや、この指針を基に都市マスタープランの改定や反映を行う場合、データやその根拠の提供を県として支援をお願いしたい、というようなご意見がございました。

続いて、県庁内の関係部局からのご意見、関係所属からの意見でございますが、津波被害の対策に向けた指針のイメージが強く地震被害に対する考え方が足りているのか、というご意見や、本県における被害履歴の図が一見して分かりにくく表現を考えてもらいたいなど、全体のイメージや図表に関するような意見をいただいております。それから具体的内容の中では地理的特性別の分類の中でですね、地盤沈下などの概念も加えてはどうかというような具体的意見もございました。

これらの意見、所属や市町からの意見はこういうところですが、審議会における意見といたしましてはこのシナリオを基にですね、移転等を考える時にやはり街づくりという事を考えると、鉄道を軸としたようなコンパクトシティですね、こういったものを考えた意見というのを選択してもらえる、ということも良いのではないかなというようなご意見等をいただいております。以上が小委員会、および、市町からいただいた意見でございます。

●委員長

ただいまの説明についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

●臨時委員

僕は都計審に出てなかったんで分からないんですけど、最後の鉄道を軸にした移転という選択も考えてもらえるのかというの、ちょっと分かりにくいんですけど、これどういう意図の質問、意見だったんですかね。

●事務局

この内容としてはですね、都市づくりの考え方として公共交通を軸としてその周辺へ都市機能を誘導していくという考え方がございまして、こういった街づくりの基本的な考え方に基づいて再編シナリオの考え方も整理するべきではないか、というようなことだったと思うんです。

●臨時委員

分かりました。鉄道を移動しろという意見ではないということなんです。分かりました。そういうふうに読めるのかなと思って、そうじゃないんですね。既存の鉄道をという意味です

ね、分かりました。

●委員長

それでは私の方から1つ、市町からの意見の中でですね、新市街地を作るにあたり市街化調整区域内の優良農地をつぶすような誤解を与えないように、っていうふうに言われてますけれども、こちらへの対応っていうのは、今回このいただいている案の方にも反映をしているっていうふうに考えてよろしいんですか。今回のこの質問内容に、意見についての内容は、今回出された本案に反映されている。

●事務局

今回、案として出させていただいた内容のところを一部修正するなどして、対応しております。

●委員長

それとすみません、もう2点目ですが、あとそのデータや根拠の提供っていうことを求められておりますけれども、このデータやその根拠の提供っていうものを我々としてはもうこの案を出させてもらう以外に他はないと思うんですけど、それは個別に1個1個に対して細かな対応っていうのは、求められているのが全部できるのかっていうのが少し不安に思いますが、それはいかがでしょうか。

●事務局

今ですね、色々な災害の過去の履歴であるとかあるいは地域別の特性ですね、被害、あるいはそういった受けた場合の特性等についても三重防災減災センターさんとですね、色々協力しながら一緒に考えさせていただいておまして、こういったもののデータについては年度末を目処に参考資料などとしてご提供すると共に、これまで三重県として作ってきましたデータについてはご要望があればGIS上に落とせるようなデータとしてですね、皆さんにご提供していきますよというようなことで、ご回答させていただいておるところでございます。

●委員長

それではまた何かありましたら、これから次の議題のほうに進みますけれどもまたそこでも含めてご質問いただければと思います。

続いて議題等の2. 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）の検討について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは議題の2. ということで、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針案についてご説明申し上げます。資料のほう、お手元の資料のみとなりますのでよろしくお願い申し上げます。本編と書かれたものですが、本日ご検討いただきたい要旨としましては、全体の内容についてもそうなんですけど使用されている語句や表現、それから図表についても何か分からない点等があればですね、ご意見いただきたいと思っております。

それでは、1 ページ目というか目次のほうを見ていただけますでしょうか。前回ご提示させていただいた要旨というものから変更した点について、少しご説明いたします。目次につきまして第1章から第3章という構成は変更しておりません。第1章につきましては前回は指針の目的という言葉にしておりましたが、内容についても追記しておりますのでこの全体をまとめ

て趣旨という形に、指針の趣旨という表現に変えさせていただいております。また5番目に活用場面というような内容を追加いたしました。

次に第2章につきましては、第2章の前にですね、地震・津波被害低減に向けたというような言葉を付けていたんですが、これを今回からページの上に表題をすべて付けましたので、基本的な考え方というシンプルな形で表記すると共に、4番目のところなんですけど土地利用と施設配置の考え方というのがですね、前は分けて表記しておりましたが相互に関係が非常に深いということもありまして、1つにさせていただいております。

第3章につきましては都市づくりの検討方法ということで、前回のタイトルからですね、手順が明確になるようなタイトルの表記に直させていただきました。ですので第1、第2、第3というところが検討連携体制の構築、まず体制の構築というところから入りまして現状の把握、課題分析、考え方の整理、そして施策検討というふうに手順を明確にした表記に変えております。

最後に要旨ではございませんでしたが、定期的な見直しの考え方を新たに追記しております。こういった構成というふうに変更させていただいております。

それでは1ページのほう、ご覧ください。第1章の指針の趣旨でございますが、この全体の流れとなりますところでこのブルーというか、薄い青のですね、下地があるところで伝えたい部分をリードのような形で書いておりまして、表題とは別に表記しております。指針策定の背景ということでは三重県では南海トラフ地震等の切迫性が高まり、地震・津波災害への備えが急務であるというようなことが伝えたいこととして、下のほうにその被害の想定であるものについては、三重県の平成26年3月に発表された三重県の被害想定調査結果というものからその被害想定を新たに追記して、被害の規模等を表しています。

また特措法上のもので、指定区域などについても下の図を追加いたしまして、文書の方では平成23年3月11日の東日本大震災でのことを改めて再認識されたところと、というようなことや被害の状況、特措法に関することから本県における切迫した課題となっている状況を明記しております。

次に2ページのほう、ご覧ください。1ページでもリードの形で書いております要旨をここで挙げております。防災施設整備による地震・津波対策には限界があると、そこで地震・津波リスクの低い場所への市街地を誘導するなど、これまであまり実践されてこなかった対応が求められているということでございます。ここで下の文章の中ではありますが、これまで言葉の定義をしっかりとしていなかったということを前回、市町からの意見をいただきましたところとございまして、地震・津波被害を低減するために、の後ですが防災施設という言葉の定義を行っております。ここでは海岸保全施設、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、避難施設、緊急輸送道路などをこういうふうな総称の仕方で防災施設と呼ぶ、というふうにしてその内容を表記しているところです。

要旨としては先ほど述べたとおりですが、これまで、1番最後のところなんですけどこれまで積極的に実施されてこなかった都市計画における新しい対応が求められてきている、ということを表記しています。

次のところですけども、本県で都市計画の施策の柱と位置づけているということでこれまで進めてきました、集約型都市構造の形成、コンパクトな街づくりと共に地震・津波被害の低減に向けた都市づくりを行うことが必要である、ということをお知らせさせていただいております。

これらを基に2番の指針の目的というところになりますが、以上の背景を踏まえ三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針、本指針というところなんですけどは近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震に対し、人命を守ることを最優先とした取組や施策における都市計画上の対応を検討すると共に、都市機能の確保や被害の低減について中長期的な視点で都市計

画に反映することで、地震・津波被害の低減に向けた都市づくりの方向性を示すことを目的とします、とさせていただきます。指針の対象につきましては前回と変わらず、災害地域施策の範囲については同様です。

右の方いきまして 3 ページ、4 の指針の構成です。先ほど目次で説明させていただいたとおり、大きく 3 章の構成は変えておりませんが、表題の変更に伴いまして内容について表記を変えています。特に 3 章の部分では 2 章の基本的な考え方を反映した、都市計画マスタープランを策定する際の検討方法であるということを明言しております。

活用場面というのを新たに追加いたしました。5 のところですけれども、本指針は次期三重県都市マスタープランに反映する他、県内各市町が市町マスタープラン等の策定の際に参考として活用されることを期待しますということで、また平成 27 年度末に平行して策定されます三重県の復興指針とも整合を図るものとし、ということでそれを図に下のほうで表しています。今回作りますこの指針というものは三重県地震・津波対策行動計画に明確に位置づけられたものでありまして、この復興指針、先ほど言いました復興指針と整合を図りつつ作っていくということとなっています。

また先ほどよりお話していただきましたとおり、マスタープランへの反映ということが都市計画法第 6 条の 2 ですね、どういう意味を持つかということ、都市計画区域について定める都市計画はすべて都市計画マスタープランに則したものでなければならない、ということが書かれておりますので、つまり指針の内容をマスタープランに反映することでその内容がこれから決定していく都市計画に反映されるということになります。

また市町のマスタープランにおきましては、都市計画法の第 18 条の 2 におきまして市町が定める都市計画は市町マスタープランに則したものでなければならない、ということになっておりますので、これらを活用いただくことで市町が決定する都市計画においても、これらの内容が反映されるということと考えています。

それでは 4 ページをご覧ください。第 1 章の最後となりますが、策定体制ということでございます。下に模式図も載せておりますが、今回の策定の体制といたしましては知事から諮問を受けた三重県都市計画審議会から付託されました、この小委員会において調査審議を行い、同審議会、調査審議の状況及び内容を報告いただいております。また三重県の事務局におきましては、県市町の検討会や庁内連絡会議の内容を同小委員会で報告し、また検討を行っているという状況でございます。最終的には審議会からですね、県知事への答申を踏まえて指針を取り纏める策定という形としたいと考えています。これが第 1 章でございます。

こういうふうの下の方に注釈などをつけまして、丁寧に語句の説明なども今回明確にしているところでございます。

それでは 5 ページのほう、第 2 章、基本的な考え方のほうをご覧ください。ここににつきましては当初から何度も議論いただいているところですが、内容のほう、整理してきております。目標と取組期間ということでございますが、地震・津波被害の低減に向けた都市づくりの取組、これは一般的な方々も含めて取り組まれる内容をすべて取組と呼んでおりますが、期間内に応じて中長期及び短期の 2 つに大別されるということでございます。

中長期の取組については概ね 50 年先に目指すべき都市の将来像であるランドデザインを検討し、その実現に向けて中長期的な取組、効果が発現できるまでに一定の時間を要するような取組のことを言いますが、積み重ねることとしています。

一方で中長期的な取組が大規模な災害により発生することも、中長期の取組期間中に大規模な災害が発生することも十分に想定されることから、短期的には人命を守るための取組などを優先的に講じていくものとし、また、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興イメージの構築や復興体制作りを随時進めていくことも重要であることを記載しました。

ということで取組の短期、中期、長期の目標につきましては一致と書いてありますが、短期として人命を守ることも約 10 年以内というふうに思っています。Ⅱとしまして都市機能の確保、被害の低減ということで 20 年の中期、そしてⅢとしまして安全で快適な都市づくり、概ね 50 年、長期という形にさせていただいています。これらの目標にそれぞれの期間の発現を目指していますが、中長期については継続的な取組が重要であることも前回ご意見でいただいているところで、表記をさせていただいています。

下の表のところですが、見ていただきますとⅠのところ、人命を守るというところでは避難路の整備、避難場所の整備等で、それとちょっと長期的には建物の耐震化、避難所の整備ということで建物類の、こっちは少し時間がかかるようなイメージで書かせていただいています。

2番のところですが、2番と3番、連続性を持たせるということで矢印重ねております。2番のところは都市機能の確保、被害の低減ということで土地利用、それから施設配置ということが都市計画の基本的な考え方でございますので、これらを記載しております。下のところには都市マスタープランの改定というふうに表記しておりますが、都市マスタープランの目標年次が20年先を見据えて約10年、概ね10年内の都市計画の決定の方針を掲げておりますので、こちらの部分というのは都市計画マスタープランに反映すべき内容となっております。最初のところで土地利用の規制誘導の検討や、防災上重要な施設等の適正な配置等の検討ということから始めまして、その土地利用の誘導の施策を決定、あるいは施設の配置などの都市計画を決定し最終的には土地利用を実現していくなり、配置を実現していくという流れを20年の中で、スキームの中でやっていくと。

更に50年の中ではグランドデザインの構想をし、そして都市構造の計画検討、見直しなどもあります。取り組める手法を整理して災害に強い都市構造、被害が低減できる都市構造を目指していくということとしております。

次に6ページの方をご覧ください。本日、特にご議論いただきたい重要なところなんですが、見ていただきますと今、施策の方向ということとなっております。この施策の方向につきましては地震・津波被害の低減に向けて行政が実施するというのを「施策」と呼ぶとしまして、限られた財政の中、防災施設の整備だけではすべての市街地を災害から守ることは困難です。ということで施設の実施において、これは先生方からも聞きました、ハード対策とソフト対策と分けてはどうかというご意見を反映しまして、防災施設整備というのをハード対策、被害低減に寄与する施策や対策が必要な対象を減らす施策ということで、この2つを併せてソフト対策としました。これらを組み合わせまして、下の図等を参考にですが、施策の費用を抑えながらそれぞれの目標を実現することが可能であると考えているような、模式等に変更いたしました。

特に今回追加させていただいているのは、下のところでソフト対策と書いた青でくくったところの左側ですが、ソフト対策のところなんですが前一緒にしていたものをちょっと分けてみまして、被害低減に寄与する施策として人的被害の低減においては、防災学習や避難訓練の実施により人的被害の低減などが考えられると。

次に建築構造規定を定め、耐震耐浪構造化などによりまして被害の低減を図るという、建物の被害低減というものも記載しています。これらに対しまして、対策が必要な対象を減らすということで地震津波リスクの高い地域で都市的土地利用を抑制し、被災する対象人口、建物を低減、減らしていくということを考える施策と、この2つに大きく分けて説明することとしました。下の図がその施策の展開イメージとしての施策の方向、この矢印ですが、この概念を示すこととしてしています。

第2章の第1項に目的がそれぞれ示されていますが、短期の目的を赤、中期の目的を青、長期の目的を緑という風に示しております、縦軸、上方向ですね、こちらは防災施設整備等を

実施するのに要する費用、施策費用という風に表現しておりますが、この方向、横軸は対策が必要な対象、人口や建物を減らす施策を実施する方向として右側へ向いて書かれています。ここには時間軸の概念はあまり含まれていないというふうに考えていただくと良いと思います。それぞれの領域の上部、例えば赤、あるいは青、緑の方で、実線が一番上のところにありますが、こちらのそれぞれの領域の上部に目標達成を示す実線を示しております、この実線へ向かっていくというイメージを施策の方向という矢印で示していく、というふうな概念図となっています。

従いまして右側の7ページの方の説明になりますが、例えば直接的に被害の低減を図るため海岸堤防などのハード整備を実施しますと、施策の矢印は急な角度で上の方向へ向かうという形になりますけれども、上方向に推移することとなります。

一方で浸水想定区域、あるいは被害リスクの高い区域にある居住の移転を促すなどのソフト施策を実施して、対策が必要な対象が減っていく場合には施策の方向を示す矢印は上昇はするものの、穏やかな形で右側の方へ向かうというような形になります。これらの施策を効果的に組み合わせて一体的に展開することにより、少ない費用で最大限の効果が得られるというふうにしています。

ちょっとここで説明が抜けていることがあるんですけども、先程ありました被害の低減に寄与する施策というところを説明し忘れておりました、破線部分から実線部分へ目標達成が下がるところは、先程言いました防災学習などの人的被害の低減や、建築構造規定によるような対策が講じられた建物の低減によりまして対象の物は変わらないんですが、実際にかかる費用は改築やあるいは人が住む場所を選択いただくのとは別で、その場所に居ながら防災訓練を受けていただいて早く逃げていただくということから、被害の低減が図れるということですので、下矢印で破線から実線の方へ向かうという表現としていますので、ちょっとこの辺り表現を検討しますが考えたいと思っています。

続いて、7ページ上段のところですが、都市づくりにおける土地利用や施設配置等の主要な施策としてはということで、都市計画に関するような表記をしております。ソフト対策の内、被害低減に寄与する施策として、建築構造規定により建築物の新築改築時に耐震耐老構造化を図る施策や、対策が必要な対象を減らす施策といたしまして住み替え、移転等、都市構造、土地利用の再編により地震・津波リスクの高い地域の人口や建物等を減らす施策が考えられるということで、なお、対策計画段階におきましてはこういう非常時の事だけではなく、防災面だけではなくて地域の歴史、文化、自然景観、産業等にも則したコンセプトを明確にしたうえで、住み易さや効率性にも配慮するということがこれらが土地利用や施設配置にも反映していくという考え方としております。

次に3番目です。想定する地震規模に応じた対応の原則ということで書いております。地震規模を想定していますのは2段階で想定しております、それぞれ次のとおりに対応することとしています。1つ目が過去最大クラスの地震、2つ目が理論上最大クラスの地震です。過去最大クラスの地震におきましては、原則として人命と地域を保護し、最低限の生活が維持される状態を目指すということとしております。

地震に対する対策としては家屋の倒壊、損壊による被害の他、延焼の助長も考慮し不燃化と耐震化を平行して進めることが考えられるとしています。

津波に対する対策としては都市計画運用指針等にも示された、いわゆる多重防御の考え方に基づく施策ということで、下にも例の方を示しておりますが含まれるものとしております。

理論上最大クラスの地震におきましては人命を守ることを最優先とし、避難対策や防災上特に重要な施設の機能が最低限維持される状態を目指すということとしておりました、地震に対する人命保護に関しては、避難や救助活動の円滑化を考慮した都市づくりが必要であるという

ことや、本県の被害想定におきまして死者のおよそ8割が津波によるものですので、こういったものを中心とするというような表記も付け加えています。

次に8ページ、土地利用と施設配置の考え方をご覧ください。こちらは要旨の時にもご覧になられた内容とほぼ一緒でございます。先程からご説明しましたとおり、費用をかけるだけでは非常に難しいということが現実的でございますので、少なくとも低減したうえである程度リスクは受容するという考え方をここで示しております。

そのリスク対策の方策や具体的な対応例というものを表記しています。前回はこちらで、真ん中のところなんですけれども、海岸保全施設等の強化というところにL1、L2等の表記をしておりましたが、施設担当者の方からL2だから回避できる、L1だから低減できるという明確な住み分けは難しいというようなこともございまして、そういう表記は少し削らせていただいているところです。

それから1から3におきましてそれぞれ施設、住居系、業務系、それから公共系という分けで土地利用の考え方について整理をさせていただいているところですが、前回から変わった点は、前回までは国のガイドラインを引用しまして、例えば住居系のポツ（・）1つ目の最後の終わるところの文章ですが、対策を講じたうえで居住の継続は可能としますというような表現を使用しておりました。これは、一般の方々が受ける印象としては対策を講じたうえで可能であるというふうに考えられるということで、市町からの意見も踏まえまして今回表現を誘導が困難な場合や時間を要する場合は耐震耐浪構造化、または、避難の安全性を確保するうえでの対策を講じることとします、と簡易な表記に変えさせていただくと共に条件の表示をすることといたしました。同様に表記のほうを一部直しているところです。

9ページの上に公共系の丸3、公共系のところのポツ（・）の1つ目でございますが、被害発生時に避難所や一時的防災拠点となる庁舎、公民館等のうち、特に防災上重要な公共施設のことにつきましては津波浸水の無いエリアに誘導する、ということについては明言させていただいているところでございます。ただし下のところですけども、利便上誘導が困難な場合や時間を要する場合など、あるいは地域の利便性の中でも特に学校などは浸水エリアに子供たちが居れば勿論必要なことですので、そういったところも同じく表記を最初に話した表記と同様に表記させていただくということで、図のほうもそのような配置を明記しているところでございます。ここまでの第2章ということで、基本的な考え方を示している内容としています。

第3章としまして、都市づくりの検討方法ということで10ページをご覧ください。目次でもご説明したとおり、流れをご説明するという考え方のもと下の図9のほうにありますように検討フローという形で検討や連携体制の構築ということや、現状把握、課題分析、考え方の整理、施策の検討、そしてマスタープランへ反映していくという流れを作っています。

具体的内容、右側のほう、11ページでございますが、検討、連携体制の構築につきましては、国土交通省の防災都市づくり計画のモデル計画、および、同解説によりましてマスタープランの検討体制であったり防災の街づくり計画であったり、こういったものの活用がありましたのでこちらを運用しつつ、体制作りの表記をしております。

次に現状把握といたしまして、地震・津波リスクの把握等について表記させていただくと共に防災施設、土地利用の状況等の把握等も挙げております。

まずは地震・津波リスクの把握ということでございますが、こちらにおきましては前回同様、リスクの状況ということで1に三重県の26年3月に公表しました調査結果に基づきまして、その想定の方を挙げているところです。具体には12ページの方にその表記がございまして、過去最大クラスの予測結果、および、理論上最大クラスの予測結果を、ちょっと小さい図ですが表記しているところで、振動予測、液状化危険度予測、津波浸水範囲と到達時間などについて表記しているところです。また13ページには各市町の独自のシミュレーションの把握など

についても可能でありますよ、という表記を示すと共に、過去の災害履歴の把握ということにつきまして1度、前回は・(ポツ)としましたが今回定義できるほうのをさせていただいております。こちらの確認につきましても今現在、防対部さんやセンターさんのほうにおきまして再度この表記等、どうしたほうが良いのかということもご議論いただいているところです。

13ページ下、防災施設、土地利用の状況の把握ということで防災施設の整備状況と計画、および、土地利用の状況等を把握しこれらの情報を次のページ以降に具体的表記をしておりますが、国や県から入手してほしいというような旨のことを書いております。具体には14ページ、15ページですがこれにつきましては国土交通省中部地方整備局で示されている地震・津波災害に強い街づくりガイドラインのところをほぼ引用させていただいているような形ですが、三重県の状況に合わせたり、具体の意見が見ついたところについては表記等を修正して記載しております。

また右側のところですが、右側のところでは街の歴史というところで過去の災害履歴なども踏まえて、丁寧にこの辺りは調査いただきたいものですから、朝日委員長からのご指摘もありましたこういったものはできる限り資料編等としてですね、ご提供したいと考えているところでご意見の対応とさせていただきたいと考えています。

続きまして、15ページ下のところですが、課題分析ということとしております。課題分析について、まず1つ目としては地理的・特異性の課題把握という事で県内の地理的特性に応じて5つの分類にしております、右側のところなんです、三重県地図を全体の分類をしております。

なお、分類につきましては5つとっておりますが、複合型が2種類含まれますので色合いとしては7つの分類という形で表記しております。具体的内容につきましては16ページ、ちょっと資料を横にさせていただいて見ていただけますでしょうか。地理的・特異性市町分類ということでございます。分類としましては基本が5つということで、縦軸に伊勢湾沿岸地区、熊野灘リアス式海岸地区、七里御浜地区、北勢海拔0メートル地区、内陸地区ということとしております。

内容としまして横軸ですけれども地理、災害、人的被害の支配的要因、建物被害の支配的要因、考えられる対策としておりますが、こちらの中で例えば伊勢湾岸地区におきましては広い平野部の市街地、ということが地理的な要素でございまして、広範囲に津波や津波浸水が起こることや到達時間が比較的長いこと、沿岸部で揺れが激しいことや液状化が起こることなどを示しております。

そして、人的被害の支配的要因としては津波が一番で建物の倒壊が二番となると。それから、建物の被害としては揺れ、火災、一部津波、液状化ということが考えられるという事で、考えられる対策などについては避難路と避難地の整備、耐震化ということです、というふうに、こういうふうに見ていただくような形といたしました。

それから、注意書きとして模式図についてはこの書いてある内容が市町全域のもので、主要駅部の一部の局部的なところのエリアを示すものではない事を表記させていただいております。

以上が前回の意見をいただいた内容などを反映する事としておりますが、少しこの内容についてはまだちょっと分析が足りないということで、更なる調整、地域の実情を把握したうえで加筆修正をさせていただきたいというところです。

17ページでございます。17ページは都市的土地利用で抑制を検討する区域の設定という事で、前回、危険区域などという表記は法律用語と重なるということで、検討対象区域という形で表記を変えている部分です。特に人的被害の要因の大きい津波については特に被害が課題となっているということを踏まえまして、津波でハイリスクの高い場所については下のフローを参考に、検討対象区域を設定するものとしております。検討対象についてはもっとも厳しい被

害想定を始め、区域外へ市街地の形成が可能とできる様、段階的にリスクを受容しながら区域を設定していくという流れになっておりまして、これは以前から見ていただいている図表ですが、言葉の一部、変更をしたりしていますが概ね前回どおりというようなものでございます。

次に17ページ下、津波以外の課題についての表記ということで、どうも津波被害だけを取り上げているのではないかという評価、意見もございましたが、津波以外の課題については各地域の特性に応じて検討対象区域を設定していくということとしておりますが、全域の内こだけ地震動が小さいとか液状化が起こりませんと明確に言いにくいところもありますので、これらは地震動による建物倒壊被害の困難性、延焼の危険性や液状化による構造物の被害、崖崩れやため池の崩壊といったようなことで表記をしながら、併せて、対象区域の注釈として含めていくというようなことを考えています。

その辺りが18ページに表記されているところですが、これは国土交通省から出されています、災害リスク情報の活用と連携による街づくりの推進についてという事で、この中でGISなどを活用していくつかのリスク情報を重ね合わせ、それに都市の関連する情報として人口密度や施設の分布、階層などの分布など併せましてこれらの情報による防災街づくり情報マップなどを作っていくという事で、これにつきましては県としても既に情報提供したり市町の協力を得ながら重要な施設はどこに配置されているかなどについても情報共有して、研修あるいはテーブルでの討議などもやっているところでございます。

19ページ、考え方の整理という事で見させていただきますと、将来都市構造土地利用の再編シナリオの検討ということで、私どもが今回一番ポイントとしているところでございますが、把握した地震・津波リスク検討対象区域などを踏まえ、地震・津波被害を低減するために概ね50年頃の将来像、グランドデザインを見据えた都市構造、土地利用再編のシナリオを検討する事としております。

再編にあたっては地震・津波リスクの低い場所へ居住系、公共系の施設を誘導する事を基本とするとしまして、良好な市街地を検討する検討対象区域以外で形成が可能かというふうな事に対して、可能であればしたい、可能でなければ右側の現状維持型のシナリオへいくというふうにしております。

次に、イエスである場合、既成市街地に集約が可能かというような選択肢の中で、可能であれば集約型シナリオという形になりますが、集約できない場合で現状維持型でもないという事で、安全なところへ空いたところへ移動できるという場合には移転型シナリオというものを選択いただきます。これについては、破線のように見直しによりまして随時、現状維持型から移転型シナリオ、または、集約型シナリオへ順次見直ししていくという考え方を整理しておきます。更に、各シナリオによって構築された都市の被害、それから復興のイメージなども検討しておく事を書いております。再編のシナリオ、3つのシナリオという事では図16に今示すとおり集約型、移転型、現状維持型の3つのシナリオについて内容を説明する事としておりますのでご覧ください。

20ページになりますが、前回ご意見いただいた内容が少し深く掘り下げてございますけれども、全体をとにかく市町の全域であるという事を赤の2点鎖線で示したうえで、赤い検討対象区域が、赤い海側の部分が検討対象区域界という事で、区域という事で想定した場合にですね、集約型都市構造におきましては農地である、農地と既成市街地という表記になっておりますが、こちらの既成市街地内に海側のリスクの高い部分の移転が、主要な、今でいう住居系や公共系などの土地利用の施設などが移転できるという事が可能である場合、こういったところが集約できるという事で考えています。

工業系などについては沿岸部のところを土地利用いただくには可能である、あるいは商業系も可能である事としております。ただし、避難路の、タワーなどの整備をするという事で、都

市の現状を踏まえ検討対象区域外にある既成市街地において、集約可能な場合、検討対象区域内の土地利用の転換を図るなどして、居住系、公共系の施設を安全な既成市街地に集約し、安全で持続可能性の高い市街地を目指すというふうなシナリオとしております。

次に、移転型シナリオでございますが、見ていただきますと移転型シナリオにおきましては上の図のように、新たに優良農地でもなく、それから既成市街地でもないエリアについて、その安全な場所で新市街地を形成するなどをするというような事で、こちらも上の集約型シナリオと同様にタワーなどの建設や公共系の持続などもあります。この施設の移転などを新市街地の一部、一部を新市街地でやるというように書いてあるところです。内容としましては、都市の現状及び検討対象区域の広さ等により検討対象区域外にある既成市街地への集約が難しい場合、検討対象区域内の土地利用の転換を図るなどして、居住系、公共系の施設の安全な位置へと移転し、安全で持続可能性の高い市街地を目指すというふうに考えています。

現状維持型のシナリオにつきましては、現状の施設の配置等が困難という事で、見ていただいておりますように右側ですが、タワーの設置などに加えまして避難路の整備であるとか、防災公園の整備などというような表記も明確に挙げているところで、都市の現状により産業構造などから検討対象区域外において市街地を形成する事が困難な場合、都市構造の大きな再編は行わず建物の耐震耐浪構造化、または、避難の安全を確保するための対策や多重防御の施策により形成を目指すという事で、一定の被害は受容するという形を示しています。これらの模式図の中で一番下の括弧書きの注釈のところですが、既成市街地についてはこれまでに市街地が形成されてきた範囲を示すもので、中心市街地や郊外の住宅など、あるいは農村集落なども考えられると思っておりますが、そういったものも含んでいるという事を表記しております。

21 ページのほうをご覧ください。21 ページでは地震・津波被害以外の要件の検討という事で、都市構造、土地利用の再編シナリオにおいて行う検討は、こういった災害被害の要素を考慮し総合的に判断する必要があるという事で、下のほうに・(ポツ)を6つほど書いていますが、市町の状況によっていろんな事を考えていただきたいというような事を明記しています。

次に(4)として関係部局、関係機関との調整という事で、都市構造、土地利用の再編シナリオの検討において3つのシナリオの図に示す既成市街地や優良農地、港湾施設等のシナリオ選択の判断基準となる土地利用の状況を踏まえ、必要に応じて関係部局、関係機関との調整を図るものとしますという事で、この辺に市町や関係部局からいただいた意見などを反映して、優良農地へはもっていかないよというような事を明記しているところです。例えばというところでは都市の現状や産業構造から、やむを得ず現状維持型のシナリオを選択する場合、関係部局と調整して防災施設の整備や避難訓練等のソフト対策を展開する事が必要であることも記載しました。

続いて(5)、都市の復興における基本的な考え方でございます。地震・津波は発生時期が特定できず、しかもその規模などいろいろあるという事ですので、シナリオ実現の前に被災をする事が充分考えられるということから、各シナリオの構築途上であっても被災後のシナリオに基づいた都市づくりを進める他、被災地の状況に合わせてシナリオを見直すと、あるいは復興のイメージを検討しておくというような事が必要であろうと、など考えています。

また速やかな都市の復興の事前準備といたしまして、基礎調査などの情報収集整理しておく事は勿論のこと、地籍調査などの土地利用に関するような表記であるとか、被災後に復興を進めるような基本計画の策定などを早期に実現する事が可能であると、必要であるというふうなことも記載しています。

という事で22ページ23ページのところへわたって具体的に迅速な都市の復興などの事例などを、被災地の状況の写真、イメージなどを使いながら示しているところでございますが、迅速な都市の復興の基礎となる情報の収集整理についての表記や、都市復興の基本的な策定の課題

抽出から策定にあたっての姿勢の取組といったような内容項目も表示させていただいて、復興に備えた姿勢の取組について示しているところです。

23 ページ、施策の検討という事で、これについては以前からお話させていただいているところではございますが、こういったシナリオを実現していくための施策等の検討という事におきましては、地震・津波被害の低減に向けたシナリオを実現するために都市計画として取り組む施策を短期、中長期の別に検討を、整理をしたという事でございます。特に低減を図るには県民、事業者、そして行政というのが一体的に進めなければならないという事で、連携、協力をして取り組む必要があるという事でございまして、そういったイメージを示しつつ、次のページのほうに具体の検討内容を、施策などを準備しております。次のページをご覧ください。

24 ページにおきましては集約型シナリオ、移転型シナリオ、現状維持型シナリオにつきまして短期的施策、住民を優先する短期的施策、都市機能の確保、被害低減のための施策展開としての中長期的な施策を表記したうえで、その他の施策などについても下に表記しているところですが、こちらにつきましては国のガイドラインのほうでもかなりの内容が記載されており、引用するようなホームページなども記載されておりますので、この辺りも紹介させていただきながらしていくのは、資料編のほうにさせていただこうという事で、主要な部分について表記させていただいております。例えば道路、街路、そして公園緑地、津波避難施設、土地兼建物の利用等の規制誘導、防災組織などの短期的施策等、中長期におきましては防災関連計画の策定、土地利用検討、規制誘導であるとか、防災関連施設の整備、市街地整備といった内容について代表的なものを表記しております。その他の施策としましては防災関連の策定の状況や、沿岸施設の整備、それから防災組織といったものも考えています。

最後になりますが 25 ページのところですけれども、これらの見直しというのは続けてやっていくという事で、定期的な見直しという意味では都市構造、土地利用の再編シナリオについては都市構造に大きな影響を及ぼす変化があった場合、あるいは一定の期間が経過した場合などについてはその施策の実施状況などを鑑みて、施策の実施構成や計画の方向性などを再精査を行う事が望まれるとして締めくくらせていただいております。

非常に長くなりましたがこれが本編に関する内容でございまして、少し丁寧に時間を割いて説明させていただきました。ご意見のほうをよろしくお願いします。

●委員長

説明は以上ですので本日の審議に入ります。委員の皆さまからご意見、ご発言をお願いします。川口委員お願いします。

●臨時委員

全体を通してだいぶブラッシュアップされてきたなあというふうに思いますし、使われる方の立場に立って比較の見易くなったなあというふうに思っています、ご苦労さまでした。

いくつか意見があるんですけれども、良いなと思ったのは 2 ページですね。1 ページの一番上の囲いで、防災施設整備による地震津波対策には限界があるっていう説明があったんですけど、ここの後の、一生懸命説明していた 6 ページとも絡んでくる話で、ここを我々の考え方でいくと地震・津波被害の低減というのがそういうタイトルにこれをしたので、低減を実施するための方向っていうのは後ろでハード、ソフトっていうところは微妙だなと思って聞いていたんですけど、要は防災的なアプローチですよ。防災的なアプローチっていうのは例えば避難対策を、人を育てたりソフト対策をやったり、それから一部防災の中には避難タワーを作るとかっていう、建設部局ではない、防災部局がやるようなちょっと中間的なものもあるんですが、防災的なアプローチですよ。それから施設整備ですね、堤防を作ったりそういう話、防災施設

を整備するっていう話と、それから最後に都市計画的アプローチっていうのがあって、この3つが総合的に絡み合う事で被害が小さくなって住み良い街に繋がっていく、という風な考え方なんだろうという風に思います。ですから、例えば防災対策っていうのはタワーを建てたり避難をしっかりとやるという事で、短期的に被害を小さくできるものなんだけど、ハードウェア整備はどちらかというと中期的で、都市計画っていうのは効きが悪いんだけど、もの凄い長いスパンで見たときには良く効くんだというようなシナリオがここに、選り取り易いか選り取り難いかはともかくとしても書かれてあって、それが纏めていただいたのが6ページの画なんだろうという理解をしました。

ですから今言ったような事がもうちょっとガツンと分かると3つあって、大きく分けると3つあって、それを今回は都市計画という3本目の柱で、こういう風にやると被害が低減するけど若干効きが悪いみたいなことだとか、でも大切なことなんですという事が分かる画になるとより、僕も図6がこれがベストかどうかで悩んでいるんですけども、例えばこの画の分かり難さって折れ曲がっているところがあるじゃないですか。これが何かで説明できるかとかです、我々、工学者なものですからポンチ絵で線が折れ曲がっているところって特異点なので、何か意味があるのかと思うわけですよ。

だからそこも含めたいうで、大きな概念としてはグラフの上下関係とか軸だとか矢印の方向ってのは分かるんだけど、この折れ曲がり点とか特異点に見えるようなところがあると、それがちょっと説明ができないと分かりにくいかなという気がします。多分もうひと工夫、私も考えますけども、あった方がいいかなと。

それからその上のハードとソフトが微妙だなと言った理由は、施策の分類でハードとソフトって言ってるわけ、それで僕は納得したんですけど。例えば耐震化の推進っていうのは、実は現場ではハード対策なんですよね。だからそこが市民の皆さんが読んだ時に勘違いしないように、僕も説明聞いて分かったんですけど、行政施策の分類をしてハードとソフトって言ってるわけで、実際に現場で行われる事はハード整備だと、結果としてハード整備だったりするので、分かったのですそれは良いんですけど、ひょっとして誤解のある言い方だなと思った点があります。

それからあまり時間が無いので先に思いついたことだけ言いますと、16ページ、17ページですね。これは橋本さんのご説明にもありましたし、この本編の審議に入る前にもちょっとコメントが、さっき先生の言っていたご質問に対するコメントであったんですが、我々センターで共同で今やらさせていただきます。

まず、16ページですけどまだ小慣れていないので、キーワードがバラバラと並んでいるので、できるだけ我々の方でここを精査させていただいて、もうちょっと説明ができるバックデータをくっ付けた形で、完全なバックデータが付くかどうか12月の都計審までにやれと言われると自信が無いんですけども、もうちょっと整理して説明しやすい事を、橋本さんたちのところと一緒にやらせていただこうと検討しておりますので、概ねこれで分類としては良いだろうと我々も考えているんですけども、例外事項がないとか、あるいはそのバックデータ、どんなものを見たら良いのかって事は今検討しているという事です。

それから、右側の17ページなんですけどもここについて、今津波が特出しで、我々も津波が一番手強い相手だと思っているので、津波のシナリオを考える時に市町村がどんなデータを、例えば我々が持っている被害想定だとか現状の都市のデータ、先程いっぱいこういう資料があるよってどこかで説明が、24ページですかね、こういうところのを併せて、どの項目をこういうふうに拾っていくとこのシナリオで、市民に向けて説明できるかっていうような資料として整えたらどうかという提案をしようとしておりますので、ここは年度末に向けて皆さま方にバックデータをお渡しできるような研究成果をあげたいという風に思っております。

それからもう1点、その下ですね、津波以外の課題についてどうするのかっていうのが疑問でありまして、地震・津波に強いて書いてありながらあんまり地震の事について、ここに取って書いてあるんですけど、これどうやって繋げるかなあと。例えばニュージーランドの例なんかでいきますと、断層の直近に建物を建ててはいけないみたいなゾーニングがあったりしますよね。そんな事を本当に書くのか、断層図ありますので、一応調査結果がオフィシャルなものがあるので。

それから液状化危険度だとかそういうものについても、ハザードマップ上は50メートルメッシュで計算はされているので、そういうところに何々誘導しないって書くのか、というのはここがあまりにあっさり書かれているのでどうしたら良いのかなあっていうのが、この状態で、津波については比較的良く分かりやすくてこうやって検討すれば良いなって思って、地震動についてどうするのかっていうのは、この書きっぷりはちょっと考えたほうが良いかなあというふうに、今のところは思いました。

それから最後に21ページの、ここはとても大切な事で、地震・津波災害以外の要件の考慮って当たり前で、都市計画っていうのはこの、災害以外の事を今まで一生懸命考えてやってきて、今回地震・津波の事をここに合体させるので、今までの経緯の一番最初から常に見ている、今までのマスタープランがあって、それからいわゆるコンパクトシティみたいな話が国から示されていて、我々のこれがあるって事に位置づけると、ここにこれが少なすぎるのか、あるいは書かなくても良いことなのか、両括弧3の位置づけが、ひょっとしたら軽く書き過ぎているのか、あるいはこの指針の範ちゅうではないのか、ちょっと微妙な場所だなと思って見ました。

以上、ザッと全体を見て気づいた点で、あるいは私の方のセンターの仕事を含めてご説明をさせていただきます。

●委員長

事務局の方からはどうでしょうか、今のご意見について、修正できるところ等いくつかあるとは思いますが。

●事務局

いただいた意見の中で2ページのところ、それから6ページのところに渡る、非常に分かりやすかったです。私どもも自分達でやっていて色々、ハード対策であるとかソフト対策というところがどういうふうなのかという整理が今一步できていない中で、委員の言われましたように、防災部局であるとかあるいは県土整備の施設整備であるとか、都市計画や建築部局というような形で施策の具体のですね、組織を言われることで分かりやすいなというようなところを受けましたし、効果が後になって大きく出るというような表現等は非常に、私共としては嬉しい表現ですのでありがとうございます。良いなと思っています。

ただ、そういう意味ではこの6ページのところ、先ほど教えていただきましたような概念のところの表記であるとか、具体的内容について、もし今後また一緒に検討させていただく中でお話できればなと思っておりますし、後半の部分での表記について、指針以外の課題の表記であるとか、あるいは最後の部分ですね、都市計画以外の要素のところがあるにも確かに軽すぎる中で表記しておりますので、ここは検討させていただきたいと思えます。

●事務局

すみません、私も先生のご意見いただきまして一言。非常に弱点を突いていただいているかなというのは、そのように思いました。私も6ページのこのグラフをずっと何回も見ているん

ですけれども、どうやってこれを説明していくのかなというのはまだ、こなれ切れてないところがございまして、言われるように折れ線が意味するものは確かにおっしゃる通りですので、この図をもう少し、第三者にご説明できる様なものに一生懸命考える必要があるなというふうに思っています。

あとそれとご指摘いただきました、16 ページの右、青い図の災害の要因等につきましては、これにつきましてはぜひ防災センターさんのデータというか、能力を加味しながらできるだけ詳細にしていっての方が良いのかなと。

あと時期と最終版の資料編みたいなどころとの整合性を考えながらですね、パブリックコメントにあたってはできるだけですね、突っ込まれないようなものにしてパブリックコメントをしないとですね、見せてないところに書いてありますってわけにも中々いけないので、その辺は少しパブリックコメントにあたっては良く考えたいなというふうに思っています。

17 ページのおっしゃられる対応にですね、これをどうしようかなと私も悩むんですけども、地震・津波指針と言いながら津波のところが具体的に書いてあって、地震は本当にばくっとしか書いてないのでですね、そこは悩んでいるところでもあります。

あと、津波ではなくて0メートルのところですね、地震が起きて液状化で堤防が下がればそのまま水が浸水してくると、というところはございますので、そこは今の浸水想定図に反映されてましたよね。その辺で一定カバーできるかなと思うんですけど、あとは特に内陸、伊賀の地震について、本当にこれで地震っていうタイトルを被せて大丈夫かなっていうところも正直、事務局としてこんな事を言うのも申し訳ないんですけど、何か膨らませられる、一定の地震を想定して検討の考え方だけでも何とか書けたら、と思うんですけどその辺川口先生もし、ご知見ありましたらぜひお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。感想みたいになってしまいましたが、すみませんけどそんなふうに思っております。

●臨時委員

21 ページってどうですかね。

●事務局

そうですね、確かに 21、(3) ですね。非常に沢山の事がここには本来含まれるべきなのに、何となく思いついた事が8つくらい、7つくらい、6つくらい書いてあるだけです。

●臨時委員

こういう事ってひょっとしたら本のもっと最初に書いてあって、ガツンと。だけど、さわさりなん、東日本を受けて三重県の現状を見ると地震・津波の被害低減を都市計画の中に考えざるを得ないので、今回こういうものを検討しますっていうのは出た方が良いのか、大上段に構えてですね、何となくボリュームと書いてある中身と場所と、ここで良いかなって皆さんにもぜひご意見を頂戴したいなと思って申し上げたんですね。

●委員長

確かに県の方から関係所属の皆さまからご指摘があった点っていうのは、ほとんどのこの図面が海に沿っている形で図面書かれたりしているので、どうしてもその印象がぬぐえないっていう感じはするかなという、それとあと、内陸地区のケースが1つしかないのもイメージ的にそういう印象をどうもちょっと受けやすい。

逆に内陸地区であまりコンパクトになるとそれは火災だとか、危なくなるわけですね。我々がやはり津波が凄く被害が大きかった事も今まであるので、どうしてもその点に凄く注視して

きたかなっていうところは今まであったかな、っていうところは逆にご指摘いただいてですね、そういう図面的なイメージってというのが結構あるかなという。

あと、地理的特性別のところの地盤沈下等の概念っていうところはどういう形で対処したっていう事でしょうか。すみません、ちょっとそれも。これも県の方からご意見いただいていた話ですか。

●事務局

元々ですね、この被害想定の中で地盤沈下も加味してですね、堤防の高さなどから浸水想定区域等を求めていますので、地震・津波災害と言いながら勿論地盤沈下の事も考えたモデル形成の検討となっています。表記をですね、一箇所追加したんですけれども、確認してもう一度言います。

●委員長

私からもう一点、ちょうど川口委員からもご指摘あった図の6のところと、このソフト対策のところなんですけれども、この対策が必要な対象を減らす施策というのは初めて見た人、ぱっと理解できるかなっていう、この図のところのいわゆる通常の交点っていうんですかね、ゼロ地点が逆になってたりしてるので、どうしてもこういう図面の書き方がぱって、我々も何度も見ているんですけどそういう事にイメージがどれぐらい、初めて見られる方がすぐに理解していただけるかなって、そこが危惧されるかなというところかなと思います。一応対策が必要な対象っていうところにアスタリスクが付いていて、ここに下に小さく書いてはいただいているんですけど、確かにこの図面を見るとどうしてこの形状だったのかって言われると少し。

●事務局

申し訳ありません、11ページの、先ほどの現状把握のところでは地震・津波リスクの把握という事で、沈下が特に被害を及ぼすものでないのあまり表記はしていないんですが、11ページに現状把握の両括弧1、リスクの把握のところでは記載させていただきました南海トラフ地震等による地震動、液状化危険度、液状化による沈下量という形で地盤沈下に関するところも表記をしていますが、ここをもう少し明確に地盤沈下と書くかぐらいかなというふうで、それが被害を及ぼして人的被害、建物被害にどれだけ及ぼすかというようなものはないものですから、その辺りで工夫したいと考えています。

●4番委員

全般的な感想なんですけれども、この指針作りを始めた頃はですね、何から手をつけていいのか考え方自身まったく私も白紙の状態、色んな課題については思いつくところは沢山あったんですけど、それらをどういうふうに整理して指針としてまとめていったらいいのか、ってというのが全然見えないところからのスタートで、他の先生方とは、委員の方々とはまったく違う立ち位置からのスタートだったんですけども、非常に良い形で指針がまとまって良かったというのがまず、1つ目の感想です。

当初は南北に長い県であり、湾岸地域や山間部、地理的特性ってというのがまったく違う地域がある中で災害リスク、災害の内容とかですね、それに向けての施策のあり方であったり、非常に難しい県の特徴があったかと思うんですけども、そういったものもきちんと分類分けをされて指針に織り込めたっていう事、それから短期的施策から長期的施策の立て方につきましても、非常に混乱していたものがこれも本当によく整理されて分かりやすい表示になってきたな、っていうふうに感じております。この2ページのところで私自身も良かったなと思ってい

るのは、2 ページの 1 番上から 2 行目の、これまであまり実践されてこなかった対応が求められると、これを明記された事も凄く良かったなというふうに今思っております。一番大きな違いってというのは、やはり行政のみが施策で描いたイメージに持っていくっていう事が、地震・津波リスクの低減っていうのは行政だけではできないっていう事が今回の指針検討にあたって非常によく分かったっていう事です。

最後の後ろの方のページにもありますように、23 ページですね、施策の検討の 5 番の (1) の中の 3 行目にありますように、地震・津波被害の低減を図るためには県民、事業者、行政等の各主体が自らの役割を担い連携して協力していくと、この中でですね、この指針は行政がどういう施策でもって低減に向かっていくのか、っていうのを考えるための指針ではありますがけれども、6 ページ目、施策の方向っていうことでハード対策、ソフト対策ってありますけども、ちょっと道を外れますけど対策を施策に変えるのか、対策に変えるのか、施策に変えると分かりやすいと思うけれども、施策に変えてしまうと行政がやる事っていうふうに民間人としては勘違いしやすいので、この辺の表記は再考が必要かなというふうには思いますけれども、ハード対策につきましては行政側がやる施策として短期的にも中長期的にも非常に大事な部分で、民間人としては難しい部分であるっていうふうな事、それからソフト対策につきましては県民やそれから事業者、民間人も含めて協力し合いながらやっていく部分もあるかと思しますので、この中で協力してもらいやすい施策を、中長期的な部分に該当するのでありますけれども、建築構造の規定を例えば用途区域であったり、そういう線引きの中で規制や緩和を図っていくというのも早期にイメージをして、これを方向性で持っていきたいんだっていうのを明示をすれば協力も得られやすい、というふうなこともあるかと思しますので、そういった事が今後の都市計画のマスタープランの方にも反映していくことも期待したい、というふうに思います。

あと川口先生がおっしゃられた表記の仕方であったり、それから先ほど言われました津波以外の課題についても、もう少し検討する必要があるのではないかなと、川口先生のお話を聞いて感じております。

最後に、この指針がですね、各市町村、市町のマスター作りの指針として大いに役立って、近い将来起こり得る大きな地震・津波による被害が大幅に低減されて、大規模災害が発生した時にはですね、命を守り生活を守り、大規模災害が発生する前も後も変わらず、変わらずといえますか多少は変わるとは思いますけれども、一家の人々の暮らしや産業経済活動が滞りなくいられる街であるっていう、そういうマスタープラン作りに寄与できればと期待しております。私の意見は以上です。

●事務局

ご意見ありがとうございます。今、言っていただいた意見も参考にして最後の、最終版までにまとめの方に出していきたいと思っております。本当にありがとうございます。

●委員長

先ほど私が言わせていただいた 16 ページのところなんですけれども、県の人のご指摘がどういふところがあるのかなと思うと、内陸地区って言った時に山間部っていうふうに地理の方に書かれていて、いわゆる海から近い部分のところは多少イメージできるんだけどそれよりもちょっと内側に入ったところは、山間部ってひょっとしたら、もうちょっと違う表現なのかもしれないっていう気もするかなっていう、そんなのもあるかなというところなので、これもご検討という事をお願いいたします。

どうでしょうか。またよくよく見ていただいてまた何かあればご意見等、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。それでは最後に連絡事項、事務局からお願いします。

●事務局

それでは連絡事項を申し上げます。連絡事項としましてはですね、この小委員会の報告を12月22日、第179回の都市計画審議会、本審議会の方へ報告させていただきたいと思っております。報告にあたりましては、今日は欠席ですが村山委員の方から主に全体の報告をいただくと共に、川口委員にもご出席をいただき防災面からの補足などの意見をいただけたら、というふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。報告は以上です。

●委員長

ただいまの連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。では無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

●事務局

朝日委員長には円滑な議事の進行、ありがとうございました。また委員の皆さまには、本日は長時間ご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、第5回三重県地震・津波対策都市計画指針策定に関する小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

●一同

ありがとうございました。